

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年5月19日（平成28年（行情）諮問第385号）

答申日：平成28年7月28日（平成28年度（行情）答申第243号）

事件名：特定法人から直近に提出された法人税確定申告書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成26年12月期 法人税確定申告書（特定法人に係るもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月18日付け特定記号第157号により、特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めらる。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によれば、おおむね次のとおりである。

原処分は、直近に提出された「法人税確定申告書」は平成26年12月期のものが特定された上で、法5条2項イに該当するとして全部不開示決定が行われたが、処分庁の主張には理由がなく、法の解釈適用を誤った違法な処分である。

また、原処分に係る行政文書について、法6条に係る部分開示の検討がなされたとの記載がなく、例えば既に公となっている法人名、代表取締役の住所・氏名、本店所在地、並びに提出日等については、部分開示が検討されるのは当然であり、部分開示の検討が行われないうまま全部不開示としている原処分は違法である。

また、法人の財務状況等につき、当該法人の登記簿（全部事項証明書）によれば、「当会社の公告は電子公告により行う。（特定URL）ただし、その他やむを得ない事由により電子公告ができない場合の公告は、官報に掲載する方法により行う。」と記載されており、過去の損益計算書が当該ホームページにて公告されていた事実を審査請求人において確認済みである。したがって、本件行政文書記載の情報は、当該法人によって経営状況等が明らかにされており、法5条2号イに該当するとの主張は失当である。

なお、当該法人は去る特定年月日Aをもって解散しており、特定年月日B付け官報号外特定番号（特定頁）にも解散公告を掲載している。また当該法人のホームページでも同様の告知がなされていることを付言する。

また、審査請求の趣旨に記載のとおり、教示において行政不服審査法6条に定める「異議申立て」が行える旨の記載があるが、本件の場合、上級行政庁（国税庁長官）があるので、当該教示は誤っており違法である。その旨、担当者に指摘したところ本件通知書は国税庁の様式にしたがって作成しており、審査請求人の権利を侵害するものではなく、当該教示部分を修正（文書の差替え若しくは訂正書の発出など）する意思はないとの回答を得た。

上記の理由により、原処分は法の解釈適用を誤った違法な処分であることから、審査請求の趣旨に記載のとおり、裁決を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、特定税務署長（処分庁）に対して、「平成26年12月期法人税確定申告書（特定法人に係るもの）」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

これに対し、処分庁は、平成27年12月18日付け特定記号第157号により、本件対象文書には、特定法人の財政状況、経済状況及び税務に関する方針が具体的かつ詳細に示されており、これを公にした場合には、特定法人の経営状況が明らかになることにより、同業他社との競争関係において不利になるなど、法5条2号イに規定する特定法人の正当な利益が害されるおそれがあるとして、その全部を不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、処分庁の主張には理由がなく、法の解釈適用を誤った違法な処分であるとして、原処分の取消し及び本件対象文書の開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

（1）法5条2号イ該当性

本件対象文書には、特定法人の所得の金額、法人税の額、取引先の名称及び取引額等、特定法人の課税所得計算に係る詳細が記載されている。

本件対象文書の記載内容は、一体として課税所得に係る詳細な計算過程及びその根拠を明らかにするものであり、これらの情報は、特定法人の財務状況、経営状況及び税務に関する方針を具体的かつ詳細に示すものである。

当該情報を公にした場合には、特定法人の財務状況等が明らかになることにより、特定法人が同業他社との競争関係において不利となるなど、特定法人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イ

に該当すると認められる。

(2) 不開示情報該当性（法5条6号柱書き該当性）の追加について

法人から提出された法人税の確定申告書について、国税当局がこれを一部でも公にした場合、じ後、納税者が書類の提出をちゅうちょするなど、適正な申告が行われなくなるおそれがある。

このような事態が生ずれば、調査事務等において、国税当局が法人の内部関係や財務状況を把握することが困難となり、ひいては、正確な税額の計算が困難になるなど、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本件対象文書に記載された情報は、全体として法5条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められる。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、特定法人の財務状況等につき、特定法人の登記簿（全部事項証明書）によれば、「当会社の公告は電子公告により行う。ただし、その他やむをえない事由により電子公告ができない場合の公告は、官報に掲載する方法により行う。」と記載されていること及び審査請求人が、特定法人に係る過去の損益計算書が特定法人のホームページにて公告されていた事実を確認したことを理由に、本件対象文書に記載された情報は、特定法人によって明らかにされているとして法5条2号イには該当しないと主張する。

諮問庁において確認したところ、現時点において特定法人に係る損益計算書は公告されておらず、特定法人の損益計算書に記載された情報が公になっているとは認められない。

(2) 審査請求人は、特定法人は官報において解散公告を掲載しており、特定法人のホームページでも同様の告知を行っているとして主張する。

しかしながら、特定法人が解散しているとしても、本件対象文書を公にすることにより、特定法人又は特定法人の申告書に記載された取引先等である法人若しくは個人の正当な利益を害するおそれがあるという点においては、稼働している法人と同様である。

(3) 審査請求人は、本件対象文書について法6条に係る部分開示の検討がなされたとの記載がないことから、例えば既に公となっている法人名、代表取締役の住所・氏名、本店所在地及び提出年月日等については、部分開示が検討されるのは当然であり、部分開示の検討が行われないうまま全部不開示としている原処分は違法であると主張する。

しかしながら、本件対象文書に記載された情報は、全体として特定法人に関する情報であって、公にすることにより特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、本件対象文書の全部を不開示とした原処分は妥当である。

(4) その他の審査請求人の主張は、上記2の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件対象文書に記載された情報は、法5条2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、その全部を不開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年5月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月2日 審議
- ④ 同月21日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同月30日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年7月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「平成26年12月期 法人税確定申告書（特定法人に係るもの）」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書に記載された情報は、法5条2号イの不開示情報に該当するとして、その全部を不開示とする決定（原処分）を行い、諮問庁も、不開示理由に同条6号柱書きを追加した上で原処分を妥当としている。

これに対し審査請求人は、原処分の取消し及び本件対象文書の開示を求めていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該文書には、特定法人の所得の金額、法人税の額、取引先の名称及び取引金額等、特定法人の課税所得計算の詳細が記載されていることが認められる。

当該文書の記載内容は、一体として課税所得に係る詳細な計算過程及びその根拠を明らかにするものであり、当該情報は、特定法人の財務状況、経営状況及び税務に関する方針を具体的かつ詳細に示すものであると認められ、これを公にした場合には、特定法人の経営状況等が明らかになることにより、特定法人が同業他社との競争関係において不利となるなど、特定法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件対象文書は、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

- (2) 審査請求人は、①特定法人は過去の損益計算書をホームページにて公告して経営状況等を明らかにしていること、②特定法人は本件開示請求の日以後の特定年月日をもって解散していること等から、本件対象文書

に記載された情報は法5条2号イに該当しない旨主張している。

そこで、当審査会事務局職員をして特定法人のウェブサイトを確認させたところ、特定法人が損益計算書を公表している事実は確認されなかった。

また、審査請求人が主張する特定法人の解散の日は、本件開示請求日の後であるため、特定法人が解散していたとしても、そのことは、もとより開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではない。なお、仮に、特定法人が本件開示請求日において既に解散していたとしても、解散により直ちに法人格が消滅するものではないから、特定法人の法人税の確定申告書を公にすることにより、特定法人の経営上の秘密が明らかになって、なお、特定法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあることに変わりはないというべきである。

(3) また、審査請求人は、特定法人の法人名等の部分開示を求めているものと解されるが、部分開示が求められている部分は、有意な情報が記載されていないか、上記(1)のとおり、これを公にした場合、特定法人の正当な利益を害するおそれがあるものと認められるから、不開示としたことは妥当である。

(4) したがって、本件対象文書については、法5条2号イの不開示情報に該当するため、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条2号イ及び6号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、同条2号イに該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子